

水質汚濁防止法に規定する特定施設又は 有害物質貯蔵指定施設に関する手続

特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下「特定施設等」という。）に係る届出は以下のとおりとなっています。

特定施設等に係る行為	届出書の種類	提出期限
特定施設等を新たに設置，増設又は更新する場合【水濁法第5条】	様式第1 特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 設置 （ 使用 ， 変更 ）届出書	工事着手 60日前
法令改正により，新たに特定施設等となった際，現に施設を設置している場合【水濁法第6条】	様式第1 特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 設置 （ 使用 ， 変更 ）届出書	特定施設等となった日から 30日以内
特定施設等の構造，使用の方法及び汚水等処理方法等を変更する場合（污水处理施設の増設や構造の変更等を含む。）【水濁法第7条】	様式第1 特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 設置 （ 使用 ， 変更 ）届出書	工事着手 60日前
氏名（法人にあっては代表者氏名），名称，住所及び事業場の所在地の変更があった場合【水濁法第10条】	様式第5 氏名等変更届出書	変更後 30日以内
特定施設等を廃止又は使用停止した場合【水濁法第10条】	様式第6 特定施設（有害物質貯蔵指定施設） 使用廃止届出書	廃止後 30日以内
特定施設等の譲渡，借受，相続，合併及び分割による特定施設等の届出者の地位を承継した場合（届出は承継した者が行う。）【水濁法第11条】	様式第7 承継届出書	承継後 30日以内